

建設工事入札における工事費内訳書の提出について

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました（入札契約適正化法第12条）。

つきましては、当市におきましても、下記のとおり、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の規定及び入札契約適正化法の趣旨を踏まえ、入札における不正行為の防止と入札参加者の積算技術の向上を目的として、工事の入札において、入札参加者全員に入札書と同時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることとします。

記

1 対象工事

入札を行う工事で、平成27年8月1日以後に公告を行うものを対象とします。

2 提出方法

内訳書は、第1回目の入札時に入札書に同封して提出してください。

3 内訳書様式と記載事項

別紙の様式例のとおりです。必要な記載事項を具備したものであれば任意の様式でも可としますが、直接工事費内訳については、発注担当課が入札案件ごとに設計図書と合わせて明示する項目のとおり記載してください。

4 無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 内訳書の提出がない場合
- (2) 内訳書が未記載である場合
- (3) 内訳書に記名押印がない場合
- (4) 内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合
- (5) 内訳書の工事名が確認できない場合